



るまでの株主

商業登記の改正

商業登記規則が改正され、平成28年10月1日以降の登記申請から実施されます。株式会社・投資法人・特定目的会社の登記申請に当って、株主総会議事録を添付する場合、『株主リスト』も合わせて提出することになりました。今回の改正は、商業・法人登記を悪用した犯罪や、違法行為があることから、法人格の悪用防止の為、登記の真実性を担保する目的で規定されました。

しかし、登記所（法務局）に「株主リスト」を提出すると、登記の附属書類の閲覧がフリーであると、企業に関係ないものにも企業の経営権、株主の財産情報等を知ることになり、逆に犯罪や違法行為を行うものに、情報を提供する恐れがあります。そこで、この改正では登記の『附属書類』の閲覧制度を厳格にする規定も設けられました。

(1) 株主リストの内容

- (甲) 議決権数上位10名の株主
- (乙) 議決権数上位で2/3に達す

(甲) 又は (乙) の少ない方で作成します。

記載される株主の内容

1. 氏名又は名称
2. 住所
3. 株式数
4. 議決権数
5. 総議決権に占める割合

(注1) 種類株式発行会社は、種類毎の株式数も記載

(注2) 株主全員又は種類株主全員の同意が必要な場合、株主全員のリストを作成

(注3) 法人税の確定申告書の「同族会社等の判定に関する明細書」に登記規則に規定された内容がすべて記載されていれば、利用することが出来ます。但し、代表者が登記所に届出た印鑑で証明することになります。

(2) 附属書類の閲覧制度の改正

1. 閲覧申請は、利害関係のある部分を特定する必要があります。
2. 閲覧についての「利害関係」の疎明が必要です。



(3) 株主リストの参考サンプル

(1-2-1 商業登記規則61条3項の証明書-10名)

証 明 書

	氏名又は名称	住所	株式数(株)	議決権数	議決権数の割合
1	A	東京都・・・	300	300	25.0%
2	B	東京都・・・	200	200	16.7%
3	C	神奈川県・・・	100	100	8.3%
4	D	神奈川県・・・	50	50	4.2%
5	E	千葉県・・・	30	30	2.5%
6	F	千葉県・・・	20	20	1.7%
7	G	埼玉県・・・	15	15	1.3%
8	H	埼玉県・・・	10	10	0.8%
9	I	茨城県・・・	9	9	0.8%
10	J	茨城県・・・	8	8	0.7%
			合計	742	61.8%
			総議決権数	1,200	(注1)

平成__年__月__日

株式会社_____

代表取締役_____ ⑩

(注2)

(注1) 割合は4捨5入

(注2) 法務局へ届出印を押印(会社の実印)

法務省のHPに『株主リスト』の書式や内容が掲載されています。